

令和8年度 第3回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和8年9月9日（水）午後1時30分から午後2時50分まで

場 所：文京シビックセンター3階 障害者会館A＋B会議室

<会議次第>

1 開会

2 議事

(1) 令和7年度地域ケア会議実績報告について 【資料第1号】

(2) 高齢者あんしん相談センター富坂の運営法人の変更について
【資料第2号】

(3) 新たな高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめ（たたき台）について
【資料第3号】

(4) 指定地域密着型サービス事業所の指定状況について 【資料第4号】

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、中村 陽一、今井 瑠璃、
松田 由紀子、新井 悟、後藤 紀行、東谷 佳子、瀧口 美千代、
鈴木 和子、竹村 眞史、市川 健一郎、青山 智、鈴木 好美、
細谷 富男、片井 健友、佐久間 光江、飯嶋 徹

<事務局>

進福祉政策課長、鈴木高齢福祉課長、間仲地域包括ケア推進担当課長、佐々木介護保険課長、小山事業者支援担当課長、中谷センター長、早川センター長

<傍聴者>

5人

1 開会

平岡委員長：これから令和8年度第3回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。それでは、事務局からお願いいたします。

<間仲地域包括ケア推進担当課長より、出欠状況報告、配付資料の確認>

2 議事

平岡委員長：本日は議題が4件ございます。限られた時間ですが、それぞれの立場、専門領域からご審議をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力をいただくようお願いいたします。

まず、議題（1）「令和7年度地域ケア会議実績報告について」です。事務局から説明をお願いいたします。

<間仲地域包括ケア推進担当課長より、資料第1号の説明>

飯塚副委員長：高齢者あんしん相談センター駒込に関しては、個別会議のみであり、複雑なケースも多いですが、地域に結びつく課題には至らなかったのでしょうか。5回とも全て個別会議になっていますが、これは、法人が変わってしまっただけという事情はあるかと思いますが、いかがでしょうか。

間仲地域包括ケア推進担当課長：高齢者あんしん相談センター駒込につきましては、地域ケア個別会議ということで、報告上は個別会議5回という体制になっていますが、実質的には、ほかの圏域でいう連絡会議のようなものを開催しておりますので、個別ケースの検討と地域の課題の検討も取組として行っております。報告上、形式としては個別会議を実施したと計上されていますが、ほかの圏域と同じく個別会議と連絡会議を開催しているのご理解いただければと思

います。

後藤委員：資料第1号3ページの第3層では、将来のリスクを考えられていない、経済的な問題を抱えている方の緊急時対応や、身元保証人がいない、緊急連絡先がないという単身高齢者の問題が共通して出てきたなと思います。これは、ケアマネジャーも本当に大変で、単身高齢者や高齢者夫婦世帯が増えており、ご自身の生活のいろいろな手続などもやれる人がいなく、誰がやる？となれば結局、関わる者がやる、というような状況が増えてきています。

この点、対策というところですが、来年、国で単身高齢者に対して、システムを作るという話が出ているので、ここに合わせて、例えば、身元保証制度を見ますと、一般で安全なもので確立できるのか、様々なことがこれから動いてくると思います。文京区でも、やはり大きな課題のうちの二つに入っているということと、そこに合わせて、高齢化問題の解決を後押し、支援していただけるとありがたいと思いました。

平岡委員長：後の計画づくりの話でも出てくるかとは思いますが、新しい事業の検討状況について、区からお聞かせいただけるといいかなと思います。いかがでしょうか。

間仲地域包括ケア推進担当課長：こうした地域ケア会議でのご報告を含めて、そういう課題がある身寄りのない単身世帯への部分について、課題が今後さらに大きくなっていくというのは区としても認識しているところでございます。

先ほど社会福祉法の改正の部分だと思いますが、区としてどのように対応していくのかというところは、今後、検討していくという状況でございますが、地域ケア会議で、区レベルでの検討が望まれる課題として挙げていただいておりますので、第2層の地域ケア連絡会議をはじめ、区で、こういった対策ができるかというところは検討を進めていきたいと考えてございます。

進福祉政策課長：補足になりますが、今まさに言っていたように、国で社会福祉法の改正があり、身寄りのない高齢者をどうするか。これから増えていくという状況の中で、現在、考えているのが、生活支援と死後事務、権利擁護、この三つを様々考えております。特に生活支援の部分は、既存事業でいくと社会福祉協議会が、ユアストーリー事業をやっておりますが、一定の費用がかかるため、利用者が限られてしまいます。その中で、本当に身寄りのない当事者

に対してどのように支援していこうかと考えたとき、生活支援の部分はどうしても財源の問題もあり、厚生労働省が検討しているところとなります。その動向を見つつ、死後事務のほうで、ご本人の意思を、亡くなったときに、生前生きていたときはこういうことを言っていたということ、お墓の問題や遺品、契約の問題、ペットの遺骨、こうした点について、死後事務というところをまず、どうにかできないかということで検討しています。会議のスケジュール等を確認しながら、検討状況や概略についての説明をこの場でさせていただきます。そこで、ご意見をいただき、施策につなげていければと考えております。

鈴木好美委員：2点ほどございまして、1点が質問で、2点目が要望、提案です。

まず1点目、資料第1号の2ページ、「各会議における主な課題」の、本富士の下から2番目、1月28日ですが、医療処置が必要で、体重が重いからということで、特別養護老人ホーム拒否のケースですけれども、この医療処置というのは、医療機関でなくてもできるような医療処置であったのか、または、体重過多ということで拒否されてしまったのか、こういうことが正当な理由になるのかどうかお聞きしたいです。例えば、どちらか一方であったとしても、順番待ちのような形に入れないのか、その辺りについて伺います。

2点目ですが、大塚の3番目8月22日、専門職が気軽に話せる場の整備、それから本富士の一番上、5月28日、ケアマネジャーの相談先がない、これについては、実際にケアされている方が、一斉発信されていると思われます。ケアする方も心身ともにしっかりしていないと、十分にケアができない。そういう意味で、早急に、区でこの方たちを拾い上げていただいて、対応していただく必要があるのではないかと思います。例えば、カウンセラーが必要なのか、話し合う場が必要なのか、全員アンケートなどを取っていただきまして、どのような日時、状況であれば参加できるのか。この辺りが網羅されないと、実際にケアしている方たちが心のストレスになって、やめてしまうというような状況に陥る可能性もあります。ぜひともご検討をお願いしたい次第です。よろしくお願いします。

平岡委員長：具体的な事例に関するご質問ですけれども、必要があればセンター長からお話いただければと思います。どなたかご担当の方お願いします。

間仲地域包括ケア推進担当課長：まず、本富士圏域の2026年1月28日の医療処置という部分につきましては、センター長のほうからお話しいただこうと思いま

す。

中谷センター長：高齢者あんしん相談センター本富士、センター長の中谷です。

1月28日の地域ケア個別会議での話で、医療処置が必要で体重が重いことから病院に入れないというところで、特別養護老人ホームというものは、原則要介護3から申込みができるというものになっていますが、要介護3であれば誰でも入れるかという、そのときの施設の状況であったり、受入れ体制によって変わってきます。また、医療の措置が必要なパターンの処置ですが、医療が必要な方というところに関しては、常々、医療依存度の高い方が多い施設は、なかなか入れなかったり、逆に医療処置が軽い方は入れたり、などということがある中で、要介護だけではないというところも1つ問題がありました。

もう一つは、体重が重いというところで、これは引受けの問題だと思いますが、体重が重いと当然一人での介助は難しいですし、お風呂の介助になれば3人ぐらい必要など、そういった状況もあります。そういったときに体重が重いことと言いますか、介護の頻度が高いことから、今は受け入れられません、という話があったりしましたので、これを挙げさせてもらいました。

また、5月28日、資料第2号2ページ、本富士の一番初めのところですが、精神障害、認知症の方への支援において、ケアマネジャーの相談先がないということで、我々は65歳以上の方の総合相談窓口なので、ケアマネジャーの相談というのは当然受けますが、今、精神疾患をお持ちで、かつ認知症を併発している方が出てきております。その中で、専門的なところになってくる中、気軽に相談できるところとして、我々も相談を受けますが、答えが難しかったりするところで、十分ではないというようなイメージがあり、主な課題として出させていたでいます。

間仲地域包括ケア推進担当課長：相談先がないという部分について、少し関連する内容にはなってしまいますが、ご説明させていただきます。区のほうではケアマネジャーさんたちの会ということで、区も入りまして、ケアマネジャーの方が来ていただく会議体を今年度からきちんとした体制として開始したところがございます。その中では、日々ケアマネジャーさんの皆様が活動される中での困り事、シャドウワークのお話など、今課題としてあると思いますが、そういったところの意見交換などを進めさせていただき、区としても課題を把握し

た上で、どのような対応ができるかというところの意見交換をさせていただく場を設けております。そういった中で、お困り事についても今年把握していければいいのかなと思ってございます。

鈴木好美委員：実際には、精神科医の方やカウンセラーの方でも自身がカウンセリングを受けないと続けていけないということもありますので、やはり対策をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

平岡委員長：今回はかなり具体的な事例を出していただき、実際に支援に関わっていらっしゃる委員もいるということで、関心を持って、ご発言をいただくことができました。

平岡委員長：続きまして、議事（２）「高齢者あんしん相談センター富坂の運営法人の変更について」です。事務局から説明をお願いいたします。

＜間仲地域包括ケア推進担当課長より、資料第２号の説明＞

細谷委員：芙蓉会が受託することになってから今回の譲渡に至るまで、短期間です。事業譲渡という理由は分かりましたが、経緯がよく分からないため、お話しできる範囲でお伺いしたいと思います。

小山事業者支援担当課長：事業譲渡の経緯でございますが、おっしゃる通り芙蓉会に運営が移ってから短期間ということで、実際に運営を開始したのが、令和７年の４月からということで始まっておりました。

こちら事業譲渡が今年の１０月１日で、１年半の運営で変更になり、短い期間ですが、こちらの事業譲渡については、今年の３月に、社会福祉法人芙蓉会のほうから事業譲渡に関する正式な申入れがございました。

この間、申入れを受けまして、こちらの包括もそうですけれども、区有地を貸して事業運営をしていただいておりますので、区有地を貸す相手先として、新しい法人、響会が適切かどうかの審査を行ってきました。その結果、後継法人の適格性が認められました。

そもそも、なぜ、芙蓉会が事業譲渡するのかというところですが、経営状況の悪化が理由であると聞いております。事業譲渡をすることによって、利用者への

サービス内容が変わらないことですか、職員が継続雇用されるなど、事業の継続性を重視し、文京拠点に影響が出る前に事業譲渡をすると判断をされたと伺っております。

細谷委員：法人の中のお話なので、お話ししにくい、知らない部分があるかもしれませんが、分かりました。芙蓉会は、この高齢者あんしん相談センターの運営以外にも、例えば、デイサービスの運営などをされていますが、その辺りは引き続き行われるということでしょうか。

小山事業者支援担当課長：文京区内4か所でデイサービスを行っている高齢者在宅サービスセンター、昭和、湯島、向丘、本郷とありますが、こちらの施設で実施している事業についても、全て響会のほうに譲渡されるというような形になります。

平岡委員長：土地を貸している、利用を認めているということだったのですが、建物はこういった関係になっているのでしょうか。

小山事業者支援担当課長：建物は全て区の建物になっておりますので、包括の部分は違いますが、芙蓉会が運営する4か所の高齢者在宅サービスセンターについては、区の建物となります。

平岡委員長：この高齢者あんしん相談センターの運営方針、本年度の事業計画や予算なども、前回と前々回、審議したかと思うのですが、それについては年度途中ですが、こういった扱いになるのでしょうか。

間仲地域包括ケア推進担当課長：以前の本委員会で、予算の関係や事業計画のご報告をさせていただきました。事業計画をはじめ、収支含めて後継法人のほうにそのまま移管するという形になりますので、経営体制等、基本的には全ての事業を譲渡するということでご理解いただければと思います。

平岡委員長：議事（3）「新たな高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめ（たたき台）について」、事務局から説明をお願いいたします。

<佐々木介護保険課長より、資料第3号の説明>

飯嶋委員：現在、ちょうどまさに「ぶんきょう認知症ひろがるみらい展」が開催

されており、9月の1日、17日、30日にやるそうです。チラシのデザインがとてもポップでいろいろな世代の方がターゲットになるようなものになっていると思っております。高齢者に対する対策はいろいろあると思うのですが、この認知症サポーターや、認知症の理解、区民が助ける、どのように助けたらいいかというようなものに対して、令和8年度9月に3日間やっていますが、それだけではなかなか厳しいと思います。企画はすごくよく、ターゲットも家族や学生、お子様、いろいろな方がいると思うので、これに対して継続的なアプローチをできるといいなと思っております。9月のイベントが終わりましたら、結果を教えてください。1点、意見を申し上げますと、平日の昼間なので、働いている人は来られないと思います。夕方や夜、社会人の方であれば、そういったことをやろうなど、働き方改革の話もあるので難しいとはいえ、土日がいいなど、いろいろな意見があるので、今後の大きな検討だと思います。

間仲地域包括ケア推進担当課長：「ぶんきょう認知症ひろがるみらい展」をご紹介いただき、ありがとうございます。1日目は既に終了してしまっていますが、2日目と3日目ということで、9月の中旬、下旬に予定しておりますので、ぜひご参加いただきたいと思っております。

やはりこの事業は、認知症の普及啓発ということを目的にやっておりますので、高齢者の方だけではなくて、幅広い世代の方にご参加いただけるように少しチラシもポップな、親しみやすいような作りで、今回作成させていただきました。昨年度まで1日で開催していたものを、3日に拡充してということに本年になっておりまして、来年度につきましても、ある程度の規模感では引き続き開催していきたいなと思っております。普及啓発における取組は9月だけに限らず行っていきたいなと思います。

飯嶋委員：せめて期ごとや、3か月に一遍くらいずつ、内容は一緒または少し変えるぐらいで、春、秋ぐらいに開催するのはいかがでしょうかということで意見を申し上げました。

間仲地域包括ケア推進担当課長：1年の中でどのくらい開催できるかというところ、お約束は難しいところではありますけれども、みらい展もそうですし、普及啓発ということで、地域のほうでは、毎月定期的に認知症カフェということで、認知症のある方だけではなくて、地域の方にもご参加いただいて、コミュ

ニケーションを取っていただく、認知症について少しでも知っていただけるような取組を継続して行っておりますので、みらい展も含めて、そういった取組を継続して行っていきたいと思っております。

また、実際この委員会でも、来場人数や、こういった様子だったかというのは報告できればなと思いますので、また改めてよろしくお願いいたします。

佐久間委員：10ページ、11ページの社会福祉協議会の記述に関してですが、昨日も別の会議で社会福祉協議会の地域社会での貢献度に対し認知が低いという話題がでたところです。私自身も防災関連や新しい切り口の町づくりの活動などで社会福祉協議会との協働事業を進めさせていただく中で、地域のニーズを拾い上げるのに非常に重要な組織だと思っておりますが、それをうまく伝える手段が少ない、と感じていました。今回、「文の京」ハートフルプランで大きく11ページや、あと78ページ、79ページの循環図の中に大きな存在として書かれているのは、いいことだと思います。せっかく、ここまで取り上げるのであれば、もう少し地域住民の人たちに社会福祉協議会がこういったものかが伝わりやすい表現法を工夫できないか、と思います。例えば、11ページのような文章だけの箇条書だとどうしても読まれない、伝わりにくいということがあると思いますので、その辺りをもう少し分かりやすくイメージ図などで表現していただければなと思います。

平岡委員長：79ページの図でも計画を示していただいております。いかがでしょうか。

進福祉政策課長：社会福祉協議会の認知度については、一定の年齢に上がってきってから、やっと自分が必要として知っていくというような形になってきたと実は思っています。一方で、社会福祉協議会の地域における存在意義というのはすごく大きく、地域包括ケアシステムが出来上がったときに、厚生労働省が地域を支えるのは社会福祉協議会だと言って打ち出しました。そこから区と連携して事業をやっていただいておりますが、一例として、区が届きにくいような困り事というのを社会福祉協議会が実は担っていてくれており、例えば、認知症の方が、がんがんと音をならして困るという相談があったとき、区でいろいろ支援はしますが、やはり限界があります。夜中だったり、いつ起きるか分からない。そういったときに社会福祉協議会が連携して、そこに入ってくれ

て、柔軟に対応してくれたというのがあります。

こういったことをもっといろいろな場面でPRしつつ、地域では民生委員、児童委員の方々や、文京区独自の話し合い員の仕組み、保護司の方々もそうですが、いろいろな方々に地域を支えていただいている、それが文京区の強みだと思っていますので、そういったところを通じて、もっと認知度を高めていければいいかなと考えております。

冒頭、こちらご質問いただいた今回の改正のところでも、やはり後期高齢、社会福祉協議会のことが取り上げられていまして、今後、身寄りのない高齢者や認知症の方、お困りの人に対してどのように対応していくかというのを、今後、社会福祉協議会と色々な場面で話合いの場をもちたいと思います。

佐久間委員：いざ自分が必要になってからようやく社会福祉協議会が認知される、というだけでなく、このハートフルプランのような情報源でも、広く周知を工夫してほしいなという、そちらのほうもよろしく願いいたします、という意味です。

進福祉政策課長：一般的には、区は区報、区ホームページ、それからいろいろなイベントのときに周知を行いますが、もう一つ考えているのが、福祉政策課内に文京つながる相談窓口というものがあります。こちらは、いろいろな相談機関が何でも困り事を受けますよというものです。例えば、高齢者のところの高齢者あんしん相談センターでも子供のことをご相談ください、相談があれば必要な人につなげますなど。そういったところの場面でも、社会福祉協議会のニーズなど、分かりやすいお知らせ、パンフレット、そういったものも工夫しながら、周知はしていかなければいけないと思います。

佐久間委員：このハートフルプランの記述の表現は変えられないのでしょうか。

佐々木介護保険課長：このページについては、親計画である地域福祉保健計画とあわせたかたちで記載しています。この部分については、分野別計画において、共通事項として記載しているところもありますので、ご意見を踏まえて、全体の中で、検討していきたいと思います。

瀧口委員：本日、午前中に駒込地区の民生委員と、月に1回の連合協議会がありました。その中で私含め、何人かからも意見が出たのですが、現在、社会福祉協議会と民生委員と話し合い員、文京ネットの横のつながりが少ないということ

ころがあります。これは同じようなことをやっておりますが、横のつながりが
ないので、情報交換につきましては、そういう場を区のほうでやっていただい
たらと思います。社会福祉協議会の見守りサポーターがありますが、同じとこ
ろを回っている方もいらっしゃるので、情報が一元化できるのではないかなと
いう話が出ていました。社会福祉協議会の話、PRということが出ていたので、
意見として言わせていただきました。

社会福祉協議会だけではなく、話し合い員など、本当にPRが少ないように感
じております。現在、話し合い員が35名で、去年で2周年たっているのですが、
実際にこういう話し合い員がいるという、一般の方への周知がすごく低いです。
その辺りを含めて、こういった場においてご意見いただくということを可能にし
ていただきたいと思います。

鈴木高齢福祉課長：午前中に行われた民生委員の方、話し合い員の方等の連絡会
というものは、他の機会としては恐らくは行われていないというところで、横
のつながりについては、指摘されているところでございます。

皆さんが集まる機会というところを課題意識としてはもちろん持っております
が、例えば、こういう場も含めてそういった意見を出していただく、または「話
し合い員」はこういう制度だということは周知ということも含めて、この場で出
していただいて、関係各所がそれを知ることによって、今後の計画にそれ
ぞれの事業の細かい部分で反映することはできるかと思いますので、ご意見を参
考にさせていただければと思います。

竹村委員：午前中は瀧口委員と一緒にそちらの連絡会に参加しておりました。

同様の感覚は持ちましたが、今、瀧口委員のほうから、社会福祉協議会で見守
りサポーターという言葉が出てきましたけど、ご存じない方のほうが多いのでは
ないかと思います。若手の方が地域をぐるぐる回っていただいて、いろいろ情報
を集め、不都合がないかどうかということを聞き回ったりして、連絡を取って、
高齢者あんしん相談センターにつなぎ、それで解決に至るということが多いです。
民生委員に流れてくることはあまりないです。そういう横のつながりが少ない。
ただ、私、駒込地区ですけど、駒込地区の見守り隊の方とは結構、意思の疎通が
できており、せっかくそういった制度があるなら、それもまとめる会をうまく入
れておいていただけるといいのかなと感じますが、できますでしょうか。

本当に見守りをやっていただけているという感じはありますので、もっとうまく宣伝できないかと思っています。

市川委員：今、いただいた横のつながりということの具体的なところについては、区のほうと相談しながら、どういった形でできるのかを考えていきたいなと思っています。

社会福祉協議会としても、社会福祉協議会をどのように知っていただくかというのはすごく大きな課題と考えています。今、文社協だよりというのは、2か月に1回、定期的な広報手段としてあります。また、一つ一つの事業、例えば、若い方であればファミリーサポート事業を通じて知っていただくこともありますし、そのほかにも、地域の中の居場所事業や社会福祉協議会が補助金を出している事業など、それぞれの事業で社会福祉協議会を知っていただくというところが、入り口の1つかなと思っています。それ以外にも社会福祉協議会を知っていただくような機会というのを、内部でも検討していきたいと考えていますし、区ともしっかりと協力しながら進めていきたいと考えております。

平岡委員長：続きまして、議題（4）「指定地域密着型サービス事業所等の指定状況について」、事務局からご説明をお願いいたします。

＜小山事業者支援担当課長より、資料第4号の説明＞

片井委員：書類上は10月1日に向けて人員募集となっていますが、今の時点でもう、見つかっていますと言っただけであればいいなというのが1つと、もう一点が職員体制のところについて、今までは、主任介護支援専門員という形で区の手紙に書かれていたと思いますが、今回あえてこの主任を取っていらっしゃる。原則としては主任介護支援専門員ですが、人が集まらないため、区の方針として主任介護支援専門員でなくてもよしとするという形に宣言されているのか、教えていただければと思います。

小山事業者支援担当課長：こちらの人員基準を満たす予定と書いてあるところは、今後満たすということで確認が取れております。あくまでも10月1日を迎えていないのでこのような表現になっております。

また、介護支援専門員が主任ではないかという点ですけども、こちらについては、介護予防支援事業所には主任を置くことが基準とはなっていないのですが、こちらの事業所は地域包括支援センターが併設して実施する形になっております。もともと地域包括支援センターには主任ケアマネを置くことが配置基準となっており、そちらの主任が兼務可能となっておりますので、ここには介護予防支援事業所としての基準で記載をしております。

片井委員：主任介護支援専門員が兼務されるということで、主任介護支援専門員はいるということですか。

小山事業者支援担当課長：主任は介護予防支援事業所では置く必要がないということになります。

片井委員：でしたら、主任と書いたほうがいいのではないかと思います次第です。

小山事業者支援担当課長：既に包括のほうには主任がいらっしゃいますが、基準では求めているということでございます。

今井委員：現在、千駄木の郷及びほかの施設にも口腔ケアで入っておりますが、片井さんのご質問のお気持ちが分からないではない理由として、これだけ事業者が短期間の間に変わると、利用者が認知症だった場合、ご自身での判断はできないです。ですが、それに伴って料金をお支払いしているご家族等、この方々に、「また変わりますが先生大丈夫？」と質問されますが、私に大丈夫と聞かれてもお答えできないのが実際のところですよ。

私が気になっているのが、文京区として許可を出して、いろんな施設が次々対応していますが、これに対して、基準ある一定のレベルまで達しているのかというのを、抜き打ちとは言いませんが、検査されるような部署はないのでしょうか、ということです。なぜなら、複数か所の介護施設に行っていると、あまりにサービスが違うからです。今までは、常駐の看護師がいらして、患者に何かあれば電話がかかってきました。「先生、今日はこの人熱があるので、今日はちょっといらっしゃらないほうがいいと思います」などです。一方で、事業者が変わってから、この間に至っては、担当している患者が亡くなったのに連絡はなしです。行ったその日に、その方はもう亡くなったので、今日は結構ですと。どうも変だなと思い、昨日もちょうど施設長と時間を取って面談させていただきました。こういうことと、また、看護師がいつもいないです。何か質問をすると、私たちパ

ートなので分かりませんと言われてしまいます。介護施設のナースステーションで、そんなようなことがあつては、本当にきちんとしたケアがなされているのかというところで、もし、自分の親族が入っていたとしたら、甚だ心配でなりません。または、誤嚥性の肺炎も一気に増えているのを、ホワイトボードに書いてあるものを見れば分かります。ですから、まだケアが足りなくて、お手伝いできることがあればいかがでしょうかと言っても、衛生士のグループか何かに任しているので結構ですと断られてしまえばそこまでです。やはり地元の医師会、歯科医師会、薬剤師会がありながら、こういった状態が野放しになっているというのが、介護施設に通っている私としては非常に不安なので、監視機能というところはどうなっているのか、そちらをお伺いしたいと思います。

小山事業者支援担当課長：今、ご質問いただいたチェック体制のところですが、介護保険法に基づきまして、運営指導というような形で定期的に指導に入っております。そこに運営基準を満たしているかですとか、人員体制が確保されているかとか、こういったサービスが行われているかというところを、定期的に、数年に1回という形で区内全事業所を回るような形で確認をしております。そこでもし、何か基準を満たさないですとか、そういった指摘事項があれば指摘をし、改善報告書を出していただいて、改善していくというような取組を行っております。

そのほか、定期的なチェック以外にも、こちらの介護保険課の相談係ということで、様々な、何かそういったお困り事、利用者のこれはおかしいのではないかなというようなことがあれば、その時点で様々な連絡を受けていますので、その時点で逐次、介護事業所に確認をして、必要に応じて改善を求めていくという対応をしております。

今井委員：私が今、抜き打ちででも監視したほうがいいのではないかと言った理由としては、利用者のご家族から、何かクレームが上がるようでは大問題だと感じているからです。また、ほかに問題と思うのは、その施設にいらっしゃる方、認知症の方が多いので、ご自身でこうされたら嫌だな、ああされたら嫌だな、ということが言えません。こうした状況で、海外からの看護師も増えて、ご挨拶しても、日本語もおぼつかないというような方、事業者のやり方はあると思いますが、あまりにその対応に差があると、文京区として許可している中

で、これでどうですかというようなことが、後々問題になってしまうのではないかと思ったので、厳しい物言いになったかもしれませんが、利用者の方が一番苦しんでいるのを見るのがつらいので、報告させていただきました。

3 その他

飯塚副委員長：現在、国においても、有料老人ホームの囲い込みが問題視されております。文京区も有料老人ホームがこのところ非常に増えました。文京区と有料老人ホームとの関わり、指導的な部分について、どのように関わっていらっしゃるのかということと、施設と文京区で災害時の協定のような、協力的なものがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

小山事業者支援担当課長：有料老人ホームの検査、指導のところでございますけれども、有料老人ホームの中でも、特定施設入居者生活介護としての介護付の有料老人ホームについては、運営指導の中で指導もしております。

囲い込みというところだと、介護サービスを実施しない、いわゆる居住だけの有料老人ホームで介護サービスを外注しているようなところについては、その有料老人ホームを指導する権限というのがこちらにありません。そこが来年度、社会福祉法の改正によって、登録制という形が取られるようになります。登録の基準というものがあり、そこを満たしているかどうかという基準をチェックする制度も始まります。文京区内には、介護付の有料老人ホームはありますが、住居型の介護付でない有料老人ホームはありません。ですが、他区でそういうところに住んでいて、文京区内の例えば、居宅介護支援事業者が登録制の有料老人ホームの入居者の支援をしたりということがあるので、そこをチェックしていくというのを、登録制が始まることによって、来年度から運営指導の中で確認していく形になると思われます。

また、災害時の対応ですけれども、区内の福祉事業所は、福祉避難所として協定を結んでいるところが複数あります。介護の事業所もそうですし、障害の事業所、あとは有料老人ホームも含めてですけれども、様々、福祉避難所として協定を結んでいて、高齢者、障害者が避難できるような体制というのを整備していま

す。

平岡委員長：それでは、次の委員会の日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

間仲地域包括ケア推進担当課長：令和8年度の第4回につきましては、10月13日火曜日に開催する予定でございます。また、第5回につきましては、1月の開催を予定しておりますので、改めてご案内いたします。

4 閉会